

音楽ホールの利用手続き

1 申請の手続き

(1) 申請

① 団体登録の申請

利用するには、まず団体の登録が必要となります。「団体登録申請書」及び「団体登録者名簿」にて申請してください。団体登録の有効期間は当該年度の3月31日までです。

② 利用の申請

団体登録の承認後、利用申請書にて申請してください。

※ 申請書類は、本校ホームページからダウンロードしていただくか、事務室にてお受け取りください。

※ 利用可能な日については、春日部高等学校のホームページをご覧ください。

(<http://www.kasukabe-h.spec.ed.jp/>)

(2) 受付

① 期間

利用日を基準として、7カ月前の月の1日から原則1カ月前まで申請を受付けます。ただし、団体登録及び4月から11月の利用申請は当該年度の4月15日からの受付となります。

② 時間

午前9時から午後4時30分まで。ただし、学校が休みの日の受付はしません。

③ 受付場所

事務室へ提出してください。

※ 電話・口頭・ファックス・郵便による利用申請は受理できません。

(ただし、打ち合わせ時の不足書類等で高校の指示があった場合を除きます)

※ 同日に複数の団体が同じ使用日時を希望した場合には、抽選または調整をさせていただきます、決定いたします。

2 申請の流れと留意事項

(1) 申請(団体登録、利用申請書など提出)

ア 会場の準備、機器のセットや片付け、機器の操作は主催者が行ってください。

イ 学校側は、利用当日の支援は一切できませんので、以下の人員が必要な場合には必ず主催者側で手配してください。

[照明係、音響係、道具係、受付・接待係、場内アナウンサー、場内・

場外整理員など]

照明及び音響の設備を使う場合には、専門的な知識・技術をもった方の手配をお願いします。

- ウ 会場の準備などには時間が必要です。無理のない日程・時程を組んでください。
- エ 案内状、チラシ、プログラム、ポスター、入場券等の作成に際しては、春日部高校へ出来る限り原稿をお見せください。
学校側に不都合な記載等がある場合は、訂正や回収をお願いする場合があります。
- オ 多くの県民の方にご来場いただくことが、本開放事業の趣旨に添うことですので、催し物の宣伝等に努めてください。なお、春日部高校の音楽ホール内に掲示スペースを用意しています。また、春日部市教育委員会生涯学習課では、市内での催し物を支援する事業を行っています。
- カ 駐車場が狭く、混雑が予想されますので、自動車のご来校はご遠慮ください。
なお、主催者は、案内状や入場券等にこの旨を必ず印刷してください。
- キ 必要がある場合には、必ず事前に関係機関への届出をしてください。
- ク 複数の団体が同じ使用日時を希望した場合には、調整の結果、希望を変更していただく場合があります。

※ 利用前の主催者側の準備については、『音楽ホール利用の手引き』内の「音楽ホール利用前の準備」を必ずお読みください。

(2) 事前打ち合わせ（利用1カ月前までに）

- ア 事前打ち合わせは、月～金曜日に行います。希望日の1週間前までにご連絡ください。
- イ 打ち合わせは概要書、利用予定機器一覧（3枚）をもとに行います。概要書はできるだけ詳しく記入し、別に進行表などがあつたらご持参ください。
- ウ 打ち合わせには、実施内容などについて具体的な内容をお伺いしますので、実施責任者または実施内容全般が分かる方の出席をお願いします。
- エ 実際に機器を利用する場合には、当日その操作をされる方の出席をお願いします。
- オ 学校側と主催者との打ち合わせや機器類の確認は、基本的にこの日だけとなりますのでご注意ください。

(3) 前日準備

- ・利用日前日に音楽ホール内の準備やリハーサルをする必要がある場合には、正式に会場を借りる手配が必要となります。

事前打ち合わせの際に必ず相談してください。

(教育活動を行っている日は、会場の貸出は行えませんのでご注意ください。)

(4) 当日

ア 利用当日は、「利用許可書」を音楽ホール管理指導員室(図書館カウンターまたは音楽ホール内)の管理指導員に提示してください。

イ 利用する際には、必ず管理指導員の指示に従ってください。

ウ 終了後は、ホール内の清掃、及び音楽ホール内外のすべての備品・機器類について現状復帰をお願いします。

エ 備品・機器類・施設に破損が生じた場合、必ず届け出てください。

※ 利用当日の注意については、『音楽ホール利用の手引き』内の「春日部高校音楽ホール利用心得」等を必ずお読みください。

利用申請書及び、概要書で申請された利用時間をお守りください。

4 利用の許可及び利用許可の取り消し等

(1) 実施内容を検討して適当と認めるときは、「利用許可書」が交付されます。

(2) 音楽ホールの管理上支障がある場合、建物及び付帯設備・備品等を破損するおそれがある場合の利用は許可されません。

※ 『手引き』内の「音楽ホールを利用される皆様へ」も必ずお読みください。

(3) 次の場合は、利用条件を変更し、もしくは利用を停止し、場合によっては利用許可を取り消すことがあります。

ア 「実施計画概要書」等に記載された内容と異なる内容が実施されたとき。

イ 偽り、その他不正な手段により、利用の許可を受けたとき。

ウ 管理指導員の指示に従わないとき。

エ その他管理上特に必要が生じたとき。

(4) 利用条件を変更し、もしくは利用を停止し、または利用許可を取り消した場合において、主催者側が損害を受けることがあっても、埼玉県、埼玉県教育委員会、埼玉県立春日部高等学校および春日部高校施設開放運営委員会はその補償の責めを一切負いません。

5 利用許可後の変更

「利用許可書」が交付されたあとで、万一、実施内容に変更が生じた場合には、速やかに春日部高校までご連絡ください。

6 利用権の譲渡等の禁止

利用の権利を受けた団体は、利用の権利を他に譲渡したり、また転貸することはできません。

7 施設の運転等に係る額の納入について

事前打ち合わせ終了後、利用許可書とともに「納入通知書兼領収書」をお渡しします。利用日より前に埼玉県指定金融機関等へ納入してください。